

魅力のある 地域づくり・人づくり

本市は、平成 20 年度より「市民と行政による協働のまちづくり」の実現をめざし、市内 61 の地区公民館を単位として設立された「まちづくり協議会」への支援を進めています。

まちづくり協議会とは

住民がお互いに連携・協力をしながら、一体となって自分たちの住む地区をより良いものにしていくため、地区公民館を拠点として組織されているものです。各地区の協議会では、住民の目線で身近な地域課題の解決に向けて、地域力向上のための活動をすすめています。

「国府町 宮下地区まちづくり協議会」の取り組み

宮下地区まちづくり協議会では、住民一人ひとりが元気で明るく安全で安心して暮らせる地域として取り組むために、平成 22 年 3 月に「地域コミュニティ計画」を策定しました。その目標達成のために各部会を設け、「みんなで参加！みんなで楽しく！」をスローガンに、相互に連携しながら、地域コミュニティの活性化を図っています。

主要な活動の柱としている「安心・安全で美しいまちづくり（生活環境部会）」では、観光客などを気持ちよくお迎えするとともに、地域の宝を大切にすることを目的に、「因幡国庁跡」「大伴家持歌碑」「桜つつみ公園」などの美化活動を定期的に行っています。

また、「地域の特色・魅力を活かしたまちづくり（特色ある地域づくり部会）」では、美化活動を行った桜つつみ公園での「桜つつみ公園ライトアップ」、因幡国庁跡での「つつじ祭りグラウンドゴルフ大会」や「お月見会」など、地域住民の交流の場として、様々なイベントを開催しています。これらの活動により、魅力ある地域づくり・人づくりの推進が図られています。



因幡国庁跡の美化活動

問い合わせ先 市役所本庁舎協働推進課コミュニティ支援室 ☎ 0857-20-3171

つけましたか？住宅用火災警報器

問い合わせ先 市役所本庁舎危機管理課 ☎ 0857-20-3118

平成 23 年 6 月 1 日から全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務となります

昨年、鳥取市内では 78 件の火災が発生し、そのうち建物火災が 44 件で、火災による死者は 1 人（東部消防局調べ）となっています。

こうした火災による死傷者のほとんどが、火災に気づくのが遅れたためと考えられ、対策が急がれています。

住宅用火災警報器は、火災による煙や熱を感知し、警報音や音声で火災の発生を早く知らせるものです。

本市では、町内会・自主防災会単位での共同購入

を支援する仕組みをつくりましたので、上記の問い合わせ先にご相談ください。

大切な生命と財産を守るためにも、まだ未設置のご家庭は、1 日も早く設置をしましょう。

なお、住宅用火災警報器を購入されるご家庭で、下表に該当される場合は、本市の助成が受けられますので、希望される場合は、必ず購入前に申請先を確認してください。

住宅用火災警報器を購入する人への助成

	高齢者日常生活用具購入費助成	障がい者日常生活用具給付	災害時要援護者火災警報器設置助成
対象者	身体機能の低下または認知症などにより火の管理に不安を抱えるおおむね 65 歳以上の高齢者のみの世帯で、所得税課税額 1 万円以下の世帯	視覚、聴覚、下肢、体幹機能のいずれかの障がい 2 級以上、または知的障がい A 判定、精神障がい 1 級の人で、火災発生の感知および避難が著しく困難な障がい者のみの世帯	「災害時要援護者支援制度」登録者のうち、生活保護世帯もしくは中国残留邦人世帯、または市民税非課税世帯に属する人
助成額	生活保護、生計中心者の前年所得税非課税世帯 上限 2 万円 生計中心者の前年所得税 1 万円以下の世帯 上限 4 千円	自己負担 1 割（上限 13950 円） 生活保護世帯は無料	購入および設置費用の 1/2（上限 8000 円）
備考	火災警報器、電磁調理器、自動消火器のうち 1 品（各品目により数量制限有）	56 品目のうちの 1 品目	平成 23 年 5 月 31 日までに購入および設置したものに限りです。
申請先	市役所駅南庁舎高齢社会課 ☎ 0857-20-3453	市役所駅南庁舎生活福祉課 ☎ 0857-20-3471	
または各総合支所市民福祉課（☎ 14 ページ）			

地域づくり懇談会が地域の課題を解決します！

問い合わせ先 市役所本庁舎協働推進課 TEL 0857-20-3181

地域づくり懇談会とは？

市民のみなさんと市長が、地域の課題や地域づくりなどについて直接意見交換する会で、地区公民館単位で2年に1度開催しています。

本年度は、6月から12月にかけて市内32地区で開催し、延べ1329人の市民のみなさんに参加していただきました。

会では、現在各地区で進む「協働のまちづくり」の取り組み状況が報告されたほか、市政に対する皆さんの貴重なご意見・ご要望をいただきました。

本年度に、市民のみなさんからいただいたご意見・ご要望などは延べ280件で、その場で説明し、ご理解をいただいたもの、後日改めて説明し、ご理解いただいたもの、今後も引き続き検討・協議を必要とするものなどがありました。すべてのご意見・ご要望などについて、市政に反映させるよう取り組んでいます。

どんな課題が解決されたの？

中ノ郷地区では、一時停止線が交差点内に入り込みすぎており、「他の通行車両にとって危険」という意見が出され、後日、要望された人と警察署の立ち会いのもと、現地を確認し、よ



手前に変更された一時停止線

り安全な交差点となるよう、一時停止線の位置を後退させました。

また、米里地区では、以前から、国道29号線津ノ井バイパスの交通安全対策として、「横断歩道橋を設置してほしい」という要望が出されており、国土交通省に要請してきた結果、昨年11月に横断歩道橋の設置が実現しました。



完成した西大路横断歩道橋

現在、この歩道橋は、米里小学校の児童の通学路として、子どもたちの登下校時の安全確保に大きな役割を果たしています。

市民のみなさんの積極的なご参加をお待ちしています

地域づくり懇談会では、この他にも、高齢者や子どもへの支援をはじめ、公共施設の整備、地域資源の活用策、さらには、魅力ある地域づくりや将来の地域のあり方など、市政全般にわたるたくさんのご意見をいただき、市民のみなさんと、協働して解決策や展望を検討・協議するきっかけとなっています。

地域づくり懇談会は、来年度以降も継続して開催する予定ですので、市民のみなさんの積極的なご参加をお待ちしています。

街なか居住を推進しています！！

問い合わせ先 市役所本庁舎都市企画課市街地整備室 TEL 0857-20-3276

街なか暮らし、してみませんか？

街なかの閑静な住宅街(寺町)に、平成23年4月、街なか居住体験施設がオープンします。街なか暮らしに興味があれば、簡単な手続きで誰でもご利用いただけます。体験期間も3日～最長3カ月までとお好みに合わせて設定していただけます。



街なか居住体験施設 (完成イメージ図)

申し込み先：(株)ケイティー TEL 0857-24-3288

住まいについての相談は「住もう鳥取ネット」へ！

今年1月より、住まいの情報ネットワーク「住もう鳥取ネット」を開設しました。街なか居住を希望される人や、空地や土地活用をお考えの所有者など、専門の相談員が親身になってアドバイスします。お気軽にお問い合わせください。



看板設置式のようす

問い合わせ先：住もう鳥取ネット TEL 090-2299-4585

鳥取西町コーポラティブハウス(仮称) ただいま計画中！

街なかにながわしい新たな住宅供給方式(定期借地権やコーポラティブハウス)の普及・啓発のため、市有地を活用したモデル事業を計画しています。今後、事業を実施する民間事業者より、随時入居者募集を行なう予定です。モデル事業に興味のある人は、お気軽にお問い合わせください。



事業予定地(西町公用車置場)

街なかの土地所有者と、不動産業者を応援します！

「住もう鳥取ネット」に登録していただいた中心市街地の低未利用地(空地や駐車場)に、売買契約もしくは借地契約にて住宅が建設された場合、売却または賃貸した土地所有者と、契約を仲介した不動産業者へそれぞれ交付金を交付します(住宅一戸当たり3万円、一宅地上限15万円)。詳しくは、上記の「住もう鳥取ネット」へお問い合わせください。



イメージキャラクター